**(別記82)　土地使用貸借契約書（参考例）**

土　地　使　用　貸　借　契　約　書

　　　　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　(以下「乙」という。)は下記条項により土地使用貸借契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第１条　乙はその所有する末尾記載の土地(以下「この土地」という。)を甲に使用、収益させるものとする。

(用　　　途)

第２条　甲はこの使用貸借期間中この土地を　　　　　　　　　　　　用地として使用するものとする。

(管　　　理)

第３条　この土地の管理について甲は、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(使用貸借の期間)

第４条　使用貸借の期間は　　年間(　年　月　日から　年　月　日まで)とする。ただし、甲が賃借契約の更新を希望するときは、期間満了の２か月前までに乙に申し出なければならないものとする。

(使　用　料)

第５条　使用料は無料とする。

(転貸の禁止)

第６条　甲は乙の同意なくしてこの土地を第三者に転貸し、又はこの契約による権利を移転してはならないものとする。

(修繕及び改良)

第７条　この土地の修繕は、すべて甲が行うものとする。

　２　この土地の改良は、甲が乙の同意を得て行うものとする。

　　　ただし、

　　に基づいて行われる場合はこの限りではない。

(経費の負担)

第８条　この土地に対する公租公課、水利用、土地改良事業等に要する経費は、すべて甲が負担するものとする。

(契約の解除)

第９条　次の各号に掲げる事項が生じた場合は、乙はいつでもこの契約を解除できるものとする。

　ただし、(2)(3)については、２か月間の催告期間を要するものとする。

　(1)甲が第２条、第３条又は第６条に違反したとき。

　(2)乙がこの土地を売り渡し、又は処分するとき。

　(3)その他解除を必要と認めたとき。

(離作補償等)

第10条　契約期間の満了又は契約の解除による土地の返還に伴い、甲は乙に対して、離作補償、移転補償、営業補償、その他の名目のいかんを問わずこれらに相当し若しくは準ずる補償の請求はできないものとする。

(契約外の事項等)

第11条　この契約に疑義が生じたとき、この契約を変更しようとするとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。この契約締結の証として契約書２通を作成して、甲及び乙が各１通所持する。

　　　年　　月　　日

甲　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　乙　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

土　　地　　の　　表　　示

　　　　　市 町

　　郡 村

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 地　　番 | 地 目 | 面　　積（㎡） | 摘　　要 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |